

令和3年5月7日

法務省民事局参事官室 御中

奈良県司法書士会  
会長 梅本 司

## 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」 に関する意見募集について

当会は、標記意見募集に関し、次のとおり意見を述べます。

「第1 総論」の「1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合」について

### 【意見】

本文の提案について、甲案に賛成する。ただし、インターネットを用いた申立て等の義務化により本人訴訟当事者の司法アクセスが低下することのないように、（注1）に記載のあるとおり、段階的に義務化を行うべきである。

### 【理由】

民事裁判手続において、インターネットを用いた申立て等を認めることは、国民の利便性に資することとなる。また、IT化による利便性の向上のためには、当事者双方がインターネットによる申立て等を行うことが望ましい。司法書士等の専門家が関与する場合にインターネットを用いた申立て等が義務化されることに大きな障害は考えられないが、本人訴訟の当事者については、インターネットの利用が難しい者が存在する。民事裁判手続のIT化は、国民の司法アクセスの向上のために行われるべきであり、インターネットを用いた申立て等を義務化する場合には、十分な支援制度が必要となる。インターネットを用いた申立て等を義務化しない場合には、本人訴訟当事者の支援制度を創設する意義が乏しくなるため、結果的に一部の国民のみが民事裁判手続のIT化の恩恵を受けることになりかねない。

民事裁判手続のIT化によって、国民の司法アクセスを現在よりも向上させるためには、将来的に本人訴訟当事者についてもインターネットを用いた申立て等を義務化することを前提として、国民が利用しやすい事件管理システムを創設した上で、全国の裁判所や司法書士・弁護士等の専門家による十分な支援を

受けることができるように環境整備を行うべきである。

#### 「第6 新たな訴訟手続」について

##### 【意見】

本文の提案について、訴訟代理人の選任を必要的としないことを条件として甲案に賛成し、訴訟代理人の選任を必要的とするならば、丙案に賛成する。

##### 【理由】

新たな訴訟手続については、IT機器を活用して裁判の迅速化と利便性、透明性の向上させることを目的とするものであり、本人訴訟当事者を含めて訴訟手続を行う者にとっては有意義な選択肢が増えることとなるため、甲案をベースとした訴訟手続の導入を検討することには賛成する。

一方で、代理人強制主義となる制度を創設することは、本人訴訟を原則とする我が国の民事訴訟制度の根幹にかかわる問題である。代理人を選任することができる当事者のみが新たな訴訟手続により迅速な裁判を受けることができることとなると、制度の導入自体が国民の司法アクセスの障害となるものといえる。

裁判手続にかかる日数の見通しが立たないことや代理人に依頼をした場合の費用が高額であることを理由として訴訟手続の利用を躊躇する当事者は非常に多く、迅速な紛争解決制度は本人訴訟当事者にも十分なニーズがあるものと考えられる。同様に、継続的關係にある法人間取引についても、代理人を利用せず一定の期間で事件を終局させる手続きを導入するニーズが考えられる。

以上より、訴訟代理人の選任を必要的としないことを条件として甲案に賛成し、訴訟代理人の選任を必要的とするならば、丙案に賛成する。

#### 「第15 簡易裁判所の手続」について

##### 【意見】

簡易裁判所の手続についてもIT化して、IT化に伴う特則を設けることについて賛成する。なお、簡易裁判所の手続のIT化は、地方裁判所と同時に始めるべきである。

##### 【理由】

本人訴訟当事者が多い簡易裁判所の手続については、より簡易にIT機器を活用した訴訟手続を認めることで、国民の司法アクセスを向上させるべきである。さらには、IT機器の利用が難しい者についても、音声通話を利用することのできる国民が多数を占めることなどを考えると、例えば、簡易裁判所については当事者双方が音声による通話のみで口頭弁論の期日における手続を行うことができることとする特則を設けることで、IT機器の利用が難しい者についても、裁判所や司法書士・弁護士等の支援と合わせて、司法アクセスを大きく向

上させることができるものと考えられる。

よって、簡易裁判所の訴訟手続については、司法アクセスがかえって低下することの無いよう配慮しつつ、IT化の特則を設けることについて検討すべきである。

以上